## 水際強化措置に係る指定国・地域一覧 令和3年11月5日時点

## 1 11月5日付けの追加指定(11月8日午前0時以降適用開始)

## 検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

(1)6日間待機→3日間待機

:アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、スリナム、フィリピン、ブラジル

(2) 待機なし →3日間待機

: ウクライナ、ケニア、ネパール、ハイチ、モロッコ、モンゴル、

ロシア(沿海地方)

(3)3日間待機→待機なし

:アラブ首長国連邦、アルバニア、インド、インドネシア、ウルグアイ、カザフスタン、 ギニア、ギリシャ、キューバ、ザンビア、ジョージア、スリランカ、セーシェル、 タンザニア、チリ、デンマーク、パラグアイ、バングラデシュ、ベルギー、ボリビア、 ポルトガル、マレーシア、南アフリカ共和国、モザンビーク、モルディブ、リビア、

ロシア(ハバロフスク地方)

## 2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧(11月8日午前0時以降適用開始)

- (1)検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(Oか国)なし
- (2)検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (3か国) トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー
- (3)検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (19か国・地域) アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エクアドル、ケニア、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ドミニカ共和国、トルコ、ネパール、ハイチ、パキスタン、フィリピン、ブラジル、モロッコ、モンゴル、ロシア(沿海地方、モスクワ市)